現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

平成２６年７月１４日制定
最終改正令和５年３月２７日

（目的）

第１条　この要領は、館山市が発注する工事（以下「市発注工事」という。）に係る現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の要件及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（現場代理人の常駐義務緩和の要件）

第２条　建設工事請負契約の締結後において、次の各号に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

（１）現場施工に着手するまでの期間
　（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

（２）工事を全面的に一時中止している期間
　（自然災害の発生、埋蔵文化財調査等）

（３）工場製作のみが行われている期間
　（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般）

（４）工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

（５）請負金額が５００万円未満の工事。ただし、特記仕様書等に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

２　当該工事の現場代理人が他の市発注工事、国又は地方公共団体発注工事（ただし、国又は地方公共団体の発注者の承諾が得られている場合に限る。）の現場代理人（主任技術者、監理技術者又は建設業法第２６条第３項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を兼務する場合を含む。）を兼務することについて、受注者から届出があり、次の第１号又は第２号のいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

　また、工事の対象となる工作物等に一体性が認められ、新たに随意契約を締結する場合又は全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合については、これら複数の工事を一の工事とみなすものとする。

　ただし、特記仕様書等に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

（１）建設業法施行令第２７条第２項の規定により、同一の専任の主任技術者が二以上の工事を管理するものであるもの。

（２）次のアからウの全ての条件を満たすもの。

ア　兼務する工事は、前項第１号から第４号に該当するものを除き、全て請負金額が４，０００万円（建築一式工事においては８，０００万円）未満であること。

イ　兼務する工事の現場は、安房郡市（館山市、南房総市、鴨川市及び鋸南町）内にあること。

ウ　対象工事は、当該工事を含め３件までとする。ただし、前項第５号に該当するものは件数に含まないものとする。

３　当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を兼務することについて、受注者から届出があったときは、前項第２号に該当する場合に、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

（事務手続）

第３条　受注者は、現場代理人を兼務させようとするときは、現場代理人兼務届（別記第１号様式）を、当該兼務に係る市発注工事を所管するそれぞれの部署に提出しなければならない。

２　受注者は、当該現場代理人の兼務を解除したときは、現場代理人兼務解除届（別記第２号様式）を、当該兼務に係る市発注工事を所管するそれぞれの部署に提出しなければならない。ただし、現場代理人の兼務の解除が、竣工又は契約解除による場合、提出は不要とする。

３　受注者は、兼務に係る現場代理人が病気、死亡、退職等のやむを得ない理由によりその職務を遂行することができなくなった場合には、新たな現場代理人を選任の上、現場代理人変更届（別記第３号様式）を、当該兼務に係る市発注工事を所管するそれぞれの部署に提出しなければならない。

４　現場代理人が他の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を兼務しようとするときは、第１項から第３項の規定を準用するものとする。

（現場代理人兼務届等の省略）

第４条　市発注工事を兼務する場合は、一の工事における現場代理人兼務届又は現場代理人兼務解除届の提出により、他の工事における提出は省略することができるものとする。

（現場代理人の兼務の取消し等）

第５条　発注者は、現場代理人の兼務により、現場の管理体制に不備が生じたと認めたとき、又は不良な工事となる恐れがあると認められるとき若しくは不良な工事となったときは、当該現場代理人の兼務の取消し、工事成績への反映、指名停止その他必要な措置を行うものとする。

（現場代理人の責務）

第６条　現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではない。

附　則

１　この要領は、平成２６年８月１日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。

２　現場代理人の兼務に関する事務取扱要領（平成２５年１０月３１日制定）は、廃止する。
３　この要領の適用の日前に現場代理人等の兼務が認められている市発注工事については従前の例による。

［沿革］
平成２８年５月２７日一部改正　　平成２８年６月１日施行
平成２９年１月３０日一部改正　　平成２９年１月３０日施行
平成３０年５月１日一部改正　　平成３０年６月１日施行
令和４年１２月１９日一部改正　　令和５年１月１日施行
令和５年３月２７日一部改正　　令和５年４月１日施行

別　記
　第１号様式（第３条第１項）

現場代理人兼務届

年　　月　　日

（宛先）館山市長

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名

　次のとおり現場代理人等を兼務することとしますので、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第３条第１項に基づき届け出ます。
　なお、本件工事の契約に関し、現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領第２条の要件を満たしていること、また、これを満たさなくなったときは、直ちに兼務を解除することを誓約するとともに、当該工事の現場代理人の兼務に関する違反の事実が明らかになった場合には、契約解除等の措置をされても異議を申し立てません。

兼務する現場代理人等氏名			
現在契約締結している工事	①	発注機関・担当部署名	
		工　事　名	
		契約金額	
		工　　期	年　月　日　から　　年　月　日まで
		兼務する職務	□現場代理人　□主任技術者　□監理技術者　□監理技術者補佐
	②	発注機関・担当部署名	
		工　事　名	
		契約金額	
		工　　期	年　月　日　から　　年　月　日まで
		兼務する職務	□現場代理人　□主任技術者　□監理技術者　□監理技術者補佐
新たに兼務を希望する工事		発注機関・担当部署名	
		工　事　名	
		契約金額	
		工　　期	年　月　日　から　　年　月　日まで
		兼務する職務	□現場代理人　□主任技術者　□監理技術者　□監理技術者補佐

※添付書類
　１．現在契約している工事の契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の記載のある箇所）の写し
　２．現在契約している工事の現場代理人及び主任技術者等届の写し
※市発注工事を複数兼務する場合、新たに兼務を希望する工事の担当部署に提出することにより、現在契約中の工事の担当部署への提出は省略できます。
※専任を要しない工事の主任技術者又は監理技術者については、兼務の件数に制限はありませんが、いずれかの工事の現場代理人となる場合、安房郡市内の工事を３現場までという制限が付きますので、注意してください。
※請負金額５００万円未満の工事は記載不要です。

別　記
　第２号様式（第３条第２項）

現場代理人兼務解除届

年　　月　　日

（宛先）館山市長

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名

　次のとおり現場代理人等を解除することとしましたので、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第３条第２項に基づき届け出ます。

兼務を解除する工事	工事担当部署名	
	工　事　名	
	契約金額	
	工　　期	年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで
	現場代理人等氏名	
	兼務解除の職務	□現場代理人　□主任技術者　□監理技術者　□監理技術者補佐
	解　除　日	年　　月　　日
	解除理由	

※兼務の解除が、竣工又は契約解除による場合、提出は不要です。

別　記
　第３号様式（第３条第３項）

現場代理人変更届

年　　月　　日

（宛先）館山市長

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名

　次のとおり現場代理人等を変更することとしましたので、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第３条第３項に基づき届け出ます。

工事担当部署名		
工　事　名		
契約金額		
工　　期		年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで
変更前	現場代理人等氏名	
	兼務解除の職務	□現場代理人　□主任技術者　□監理技術者　□監理技術者補佐
変更後	現場代理人等氏名	
	兼務解除の職務	□現場代理人　□主任技術者　□監理技術者　□監理技術者補佐
変更理由		

※現場代理人等の変更は、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により、その職務を遂行することができなくなった場合に限ります。